

国 第 七 回 参 議 院 人 事 委 員 会 会 議 錄 第 十 四 号

(三七四)

昭和二十五年三月三十日(木曜日)午後
四時三十一分開会

本日の会議に付した事件

○政府職員の新給與実施に関する法律
の一部を改正する法律案(内閣提出、
衆議院送付)

○国家公務員法の一部を改正する法律
案(衆議院提出)

○委員長(中井光次君) それでは只今
より人事委員会を開会いたします。
政府職員の新給與実施に関する法律の
一部を改正する法律案を議題に供しま
す。大体今までの御審議で質疑を終了
いたしたと認めまして、御異議がなけ
れば、討論に入りたいと存じます。
尚、修正の意見がございましたら、討
論中にお述べを願いたいと存じます。
よろしうござりますか、討論に入つて
「異議なし」と呼ぶ者あり】

○委員長(中井光次君) それでは討論
に入れます。

○木下源吾君 この法律案であります
が、元来ベースの改訂は、人事院の勧
告が昨年の十二月の四日に出されてお
る。而も政府はこれに対して何らの措
置も講じないばかりでなく、この人事
院の勧告に従おうとしない意思表示を
あらわす機会にしておるのであります
が、このことは甚だ遺憾なことであつ
て、民主日本の給與体系を飽くまでも
この人事院の……そのために人事院の

制度を設けておるにも拘わらず、政府
がこれの勧告に従う熱意を示さないと
いうことは、甚だ遺憾であります。從
つて私は今回提案されましたこの政府
職員の新給與実施に関する法律の一部
を改正する法律案に対しては、一ヶ年
間今後いわゆる六三のベースに据え置
こうとする意図に対しては、絶対に反
対するものであります。併しながら、
すでにこの法律の効力は明日を以て失
われようとしている。その結果から來
るところのいろいろの支障はあります
が、殊に公務員に対する給與を不能に
させるということについては、誠に遺
憾なことである。かかる事態に追込ん
だことは、挙げて政府の責任であつ
て、我々はこれに対しても別な方法に
よつて政府を糾弾しようと考えております
が、とにかく四月一日からの給與
を円滑に行わせるために、できるだけ
只今申上げたような趣旨に副うよう
な線で、この法律案を修正したいと考
えております。かかる意味で、別に同
僚諸君が用意しているところの修正案
を提案して頂いて、本案を通過させた
いと考えます。重ねて申上げますが、
我々の考えは断じてベースを改訂しな
ければいけない、人事院の勧告を実施
することが我々の意図であるというこ
とを、ここに闡明して置きたいと考え
る次第であります。

○宇都宮登君 私は本法律の一部を改
正する法律案の修正をすることの動議
を提出いたします。即ち第一條第二項
を改正する規定中、「昭和二十六年三月
を改定する」とありますから、
これができないという、いわゆる政府の
給與白書そのものの内容が相当に根拠

三十一日」を「昭和二十五年七月三十
一日」に改定するものであります。そ
の理由といたしまして、政府職員の給
與実施に関する法律は、昭和二十五年
三月三十一日限り効力を失うことにな
るものであります。その期限を延長する
必要があるが、同法による政府職員の
給與六千三百七円ベースを引続き現行
通りとするとの可否は、先に人事院
よりベース改訂の勧告の次第もありま
すので、更に検討を加えねばならない
のであります。従つて同法の期限の延
長は止むを得ざる最小限度に止める必
要があると思うのであります。以上の
理由によりまして、この修正案の動議
を提出いたします。

○千葉信君 私は只今宇都宮委員の動
議として提出されました政府原案に対
する修正案に賛成の意見を表明するも
のであります。但しこの賛成は従来に
おけるいろいろの本法律に対する審議
の経過並びに増田官房長官その他の政
府委員との質疑応答の中から結論とし
て、少くともこの修正案は四ヶ月とい
う期限を附したのでございますが、そ
の四ヶ月を経過した後には、直ちにそ
の翌日から人事院の勧告するところの
賃金ベースを当然政府の責任として実
施せなければならぬという結論か
ら、この修正案に賛成するに至つたわ
けでございまして、委員会の審議の經
過等から見ましても、政府が人事院の
勧告に従つて賃金ベースを修正するこ
とができるという、いわゆる政府の

の薄弱なものがあるばかりではなく、
更に一步を進めて言いますならば、甚
しく国民大衆の、或いは国会議員の
正確な判断を誤らせるような資料を
以て政府が人事院の勧告に對抗してい
るという、こういう事実が相当判明し
たわけでございます。従つて我々はこ
の政府の態度に對しては徹底的に究明
しなければならんと考えているもので
ございます。現在のいろいろな客観的
な情勢の勘案から、三月三十一日まで
に期限切れとなる新給與実施法のそ
の後で四月一日から、当委員会における
修正案を議題に供します。宇都宮君提
出の修正案に賛成の方の挙手を御願い
いたします。

〔総員挙手〕

○委員長(中井光次君) 全会一致賛成
でござります。よつて宇都宮君提出の
修正案は可決されました。

次に、只今可決されました宇都宮君
の修正にかかる分を除いて、内閣提出
にかかる政府職員の新給與実施に関する
法律の一部を改定する法律案全部を
問題に供します。修正部分を除いた原
案、衆議院送付案に賛成の方の挙手を
願います。

〔総員挙手〕

○委員長(中井光次君) 全会一致と認
めます。よつて政府職員の新給與実施
に関する法律の一部を改定する法律案
は全会一致を以て修正議決せられまし
た。尚、本会議における委員長の口頭
報告の内容は、本院規則の第一百四條に
よつて予め多數意見者の承認を経な
ければならないことになつておりま
すが、これは委員長において本案の内
容、本委員会における質疑応答の要
旨、討論の要旨及び表決の結果を報告

することとして御承認を願うことに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中井光次君) 御異議がないと認めます。それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とせられる方は順次御署名を願います。

多數意見者署名

木下 源吾 小串 清一

宇都宮 登 小畠 哲夫

寺尾 博 千葉 信

岩男 仁藏

○委員長(中井光次君) それから国家公務員法の一部を改正する法律案の決定をお願いしたいのであります。暫時休憩いたします。

午後四時四十五分休憩

○委員長(中井光次君) 只今より休憩前に引き続き人事委員会を開会いたしました。

○委員長(中井光次君) 国家公務員法の一部を改正する法律案を議題に供します。先づ本法案に対する衆議院人事委員会理事藤枝議員の御説明を願います。

○衆議院議員(藤枝泉介君) 只今議題となりました国家公務員法の一部を改正する法律案の趣旨を説明申上げます。今般食糧管理法の一部を改正する法律案が衆議院を通過した結果、食糧配給公団の存続期間が一ヶ年延長と相なりますので、これに伴い食糧配給公団の職員は、その職務の性質上特別職とする必要がありますので、この特別職に

関する規定の有効期間を同様一ヶ年延長せんとするものであります。即ち国家公務員法第二條第三項第十四号中

「昭和二十五年四月一日から」とあるのを「昭和二十六年四月一日から」に改めようとするものであります。本案は人事委員長より提案せられ、三月三十日衆議院を通過したものであります。

何とぞ慎重御審議の上御議決あらんことをお願いいたします。

○委員長(中井光次君) 本法案に対し御質疑がございましたら、どうぞ御質疑を願います。

○宇都宮登君 この法案はすでに前国会で慎重に審議してありますし、別に改めてここで質疑するところがないと思ひます。

○委員長(中井光次君) 別に他に御発言あるございませんか。私は盡きたものと認めて御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中井光次君) 御異議はないものと認めます。それではこれより討論に入ります。

御意見のおありの方は、それふへ賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御意見もないようですが、いかがですか、討論は終決したものと認めて御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中井光次君) 御異議はないと認めます。

それでは本日はこれを以て散会いたしました。

午後六時四十三分散会

出席者は左の通り。

委員長	中井 光次君
理事	木下 源吾君
宇都宮 登君	

〔総員着手〕
○委員長(中井光次君) 全会一致でござります。よつて国家公務員法の一部を改正する法律案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

尚、本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第四百四條によつて、多數意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、本件は委員長において本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表决の結果を報告することとして御承認願うことにして御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(中井光次君) 御異議はないと認めます。それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書につき、多數意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とせられる方は順次御署名を願います。

○宇都宮登君 この法案はすでに前国会で慎重に審議してありますし、別に改めてここで質疑するところがないと思ひます。

○委員長(中井光次君) 別に他に御発言あるございませんか。私は盡きたものと認めて御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中井光次君) 御異議はないものと認めます。それではこれより討論に入ります。

御意見のおありの方は、それふへ賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御意見もないようですが、いかがですか、討論は終決したものと認めて御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中井光次君) 御異議はないと認めます。

それでは本日はこれを以て散会いたしました。

第一三八七号 昭和二十五年三月八日受付
市に合併地域の教職員に地域給支給の請願

出席者は左の通り。

請願者	北海道鉄道市議会議長
紹介議員	山崎鉄三郎外七十名
請願者	木下 源吾君
紹介議員	若木 勝蔵君
請願者	小串 清一君
紹介議員	戸橋一ノ一二全国特別調達厅職員労働組合内

委員 小畠 哲夫君 寺尾 千葉 信君 岩男 仁藏君

政府委員 人事院事務官 岡部 史郎君 衆議院議員 藤枝 泉介君

第一四五九号 昭和二十五年三月十一日受理

公務員の給與ベース改訂に関する請願 請願者 戸橋一ノ一二全国特別調達厅職員労働組合内

一、市に合併地域の教職員に地域給支給の請願(第一三八七号)

一、公務員の交通費支給方法制化に関する請願(第一四六〇号)

一、特別調達厅職員特別職給表設定に関する請願(第一四六一号)

一、公務員の交通費支給方法制化に関する請願(第一四八〇号)

一、公務員の超過勤務手当完全支給に関する陳情(第一四八一号)

一、教職員の給與ベース改訂に関する請願(第一四八〇号)

一、公務員の交通費支給方法制化に関する請願(第一四八一号)

第一四六〇号 昭和二十五年三月十一日受理

公務員の交通費支給方法制化に関する請願 請願者 東京都中央区日本橋江戸橋一ノ一二全国特別調達厅職員労働組合内

紹介議員 木下 源吾君 小田島森成

市に合併地域の教職員に地域給支給の請願 請願者 山崎鉄三郎外七十名 紹介議員 木下 源吾君 戸橋一ノ一二全国特別調達厅職員労働組合内

市に合併された区域に勤務する教職員には地域給が支給されないことになつてゐるが、同一自治体の区域内に勤務する教職員として教育行政ならびに人事交流等の上からみても支障をきたすので、地域給が同一に支給されるよう関係法規の改正を図らねたいとの請願。

公務員の現行給與ベースの基礎消費物価指数は、一箇年後の昨年七月に三十ペーセント強の増加を示しており、人事院当局も給與改訂の必要を認めているから、憲法に保障された健康で文化的な最低限の生活を営むため、公務員の給與を九千七百円ベースに改訂せられたとの請願。

公務員の交通費支給方法制化に関する請願 請願者 戸橋一ノ一二全国特別調達厅職員労働組合内

紹介議員 木下 源吾君 小田島森成

六千三百七円ベースの飢餓賃金によつて、食うにことなく悲惨な生活の上に、昨年四月の交通費の値上がりは公務員の生活に多大の圧迫を加えているか

ら、すみやかに公務員の交通費を官給とするよう法制化せられたとの請願。

第一四六一號 昭和二十五年三月十日受理

特別調達厅職員特別職給表設定に関する請願

請願者

東京都中央区日本橋江戸戸橋一ノ一二全国特別

調達厅職員労働組合内

小田島森成

紹介議員

木下 源吉君

特別調達厅は、機構ならびに業務の性質と責任の面より他官庁といちじるしくその実態を異なるものであるから、特別調達厅職員に対しては特別職階級を制定せられたとの請願。

第一四八〇號 昭和二十五年三月十日受理

公務員の交通費支給方法制化に関する請願

請願者

福岡市東中州二一〇全

国特別調達厅職員労働

組合福岡支部内 淵上

芳夫外三百十一名

紹介議員

吉田 法晴君

この請願の趣旨は、第一四六〇號と同じである。

第一四八一號 昭和二十五年三月十日受理

公務員の給與ベース改訂に関する請願

請願者

福岡市東中州二一〇全

国特別調達厅職員労働

組合福岡支部内 淵上

芳夫外三百十二名

紹介議員

吉田 法晴君

この請願の趣旨は、第一四六〇號と同じである。

この請願の趣旨は、第一四五九号と同じである。

三月三十日本委員会に左の事件を付託された。
一、政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は三月八日）

第二六〇號 昭和二十五年三月十一日受理

公務員の超過勤務手当完全支給に関する陳情

陳情者 東京都中央区日本橋江戸戸橋一ノ一二全国特別調達

厅職員労働組合内 小田島森成

六千三百七円の飢餓賃金にあえぎながら時間外勤務を强行されているにもかかわらず、超過勤務手当は一方的に予算面で機械的な決定がなされて完全な支給が実施されない状態であるから、超過勤務手当の完全支給を図られたいとの陳情。

第二七〇號 昭和二十五年三月十四日受理

教職員の給與ベース改訂に関する陳情

陳情者 宮崎市花殿町宮崎大学学芸学部職員組合内 出水勝利外百十三名

米価、電気ガス料金等の値上がりによって、教職員の生活はいよいよ困窮の度を加えているから、給與ベースの改訂を行われたいとの陳情。

第三項第十四号中「昭和二十五年四月一日から」を「昭和二十六年四月一日から」に改める。附則
国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第二條第三項第十四号中「昭和二十六年四月一日から」を「昭和二十六年四月一日から」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十五年四月十二日印刷

昭和二十五年四月十三日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所